

## 児童及び自転車通学者向け高視認性安全服認証制度要領

### 1. 目的

一般財団法人日本交通安全教育普及協会（以下、「当協会」という。）は、子どもたちを交通事故から守り、ドライバーを加害者にしないことを目的に、ドライバーから児童や自転車通学者の視認率を高めるための高視認性安全服の着用普及を促進します。

ついでには、「児童及び自転車通学者向け高視認性安全服」に対して交通事故防止の観点から基準を設け、その基準に適合した製品を認証するとともに、その証として認証ラベルを発行いたします。

また、認証ラベル発行等で得た収益は、子ども向け交通安全教育活動に利用されます。

### 2. 認証基準

当協会及び、一般社団法人日本高視認性安全服研究所（JAVISA）と第三者試験機関（一般財団法人ニッセンケン品質評価センター、一般財団法人ボーケン品質評価機構）による規格検討委員会にて決定した JATRAS 001:2016「児童向け高視認性安全服規格」又は JATRAS 002:2016「自転車通学者向け高視認性安全服規格」に製品が適合することが条件となります。

※引用規格 JIS T 8127：2015 高視認性安全服

JIS L 4129：2015 子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの要求事項

### 3. 認証ラベルの種類

認証ラベルは、次の（１）～（３）の３種類となります。

- （１）児童向け高視認性安全服タイプ 1 認証ラベル
- （２）児童向け高視認性安全服タイプ 2 認証ラベル
- （３）自転車通学者向け高視認性安全服 認証ラベル



### 4. 認証審査等

#### （１）事前試験

児童及び自転車通学者向け高視認性安全服の認証を希望する者は、申請前に製品が「児童向け高視認性安全服規格」又は「自転車通学者向け高視認性安全服規格」に適合していることの証明として第三者試験機関で試験報告書等を取得していただきます。

#### （２）認証審査申請

事前試験後、当協会へ「児童及び自転車通学者向け高視認性安全服認証審査申請書」とともに、「試験報告書等」、「製品サンプル」、「会社概要」を提出し、認証審査料を振り込んでください。

#### （３）認証審査

申請書類等の確認と認証審査料の振り込みを確認後、当協会及び、一般社団法人日本高視認性安全服研究所（JAVISA）において、認証の適否を審査し、1 か月以内に審査結果を申請者へ通知いたします。

#### (4) 認証ラベル等発行

認証に適合した製品については、認証書及び事前に申請のあった数量の認証ラベル等（有料）を発行いたします。

#### 5. 認証期間

認証期間は、認証取得日から3年間とし、更新（有料）することが出来ます。

#### 6. 料金（別途消費税）

- |             |       |          |                          |          |
|-------------|-------|----------|--------------------------|----------|
| (1) 認証審査料   | 新規審査料 | 30,000 円 | 追加審査料                    | 15,000 円 |
| (2) 認証更新料   | 1 製品  | 15,000 円 |                          |          |
| (3) 認証ラベル   | 1 枚   | 40 円     | ※最低 1,000 枚以上、100 枚単位で追加 |          |
| (4) 織ネーム    | 1 枚   | 100 円    | ※認証ラベル枚数と同数              |          |
| (5) 製品説明パンフ | 1 部   | 30 円     | ※認証ラベル枚数と同数              |          |

#### 7. 認証の取り消し

認証された製品について、次の（1）～（4）に記載する事項が判明した場合には、製品の認証を取り消すことがあります。またその場合、納付された料金は返却しません。

- (1) 申請者が申請書に虚偽の記載をしていた場合
- (2) 認証製品について関係法令等に定める諸規定に違反があった場合
- (3) 認証ラベル、織ネーム、製品説明パンフレットが不正に使用された場合
- (4) 児童及び自転車通学者向け高視認性安全服認証ラベル制度の適正な運営に支障があると判断した場合

#### 8. その他

- (1) 認証製品の普及を促進するため、織ネーム及び製品説明パンフレット（有料）を提供いたします。  
※数量は認証ラベルと同数とします。
- (2) 認証製品を当協会ホームページや月刊誌等で積極的に PR いたします。
- (3) 認証基準及び本制度は、規格検討委員会において年度毎見直しを行います。
- (4) 本制度は、2017 年 1 月 13 日より適用いたします。